

各 位

会社名 ミヤコ株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 東田 勝  
 (JASDAQ・コード3424)  
 問合せ先 管理部長 松田博幸  
 電話番号 06-6352-6931

### 支配株主に関する事項について

当社の支配株主である東田勝及びその他の関係会社である株式会社ツカダ興産について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(2020年2月4日現在)

名 称	属 性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
東田 勝	支配株主（親会社を除く。）	16.04	38.55	54.60	—
株式会社ツカダ興産	その他の関係会社	29.18	—	29.18	—

(注) 東田勝の議決権所有割合については、東田勝が議決権の全部を所有している株式会社ツカダ興産の保有分及び東田勝の近親者（二親等以内の親族をいいます。以下同じ。）の保有分を合算対象分として含めております。

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

当社のその他の関係会社である株式会社ツカダ興産は、当社議決権の29.18%を直接保有する筆頭株主であります。同社は、当社株式の取得及び所有等を事業内容とする資産管理会社であり、代表取締役社長である東田勝が同社の代表取締役社長を兼任しております。しかし、当社と同社との事業活動において取引や関連性はなく、当社と同社の間で自由な事業活動を阻害する制約は存在せず、当社役員の経営判断のもとに事業活動及び意思決定が行われていることから、上場会社としての当社の一定の独立性は確保されていると考えております。

(役員の兼務状況)

役 職	氏 名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
代表取締役社長	東田 勝	株式会社ツカダ興産 代表取締役社長	経営体制強化のため

3. 支配株主等との取引に関する事項

該当事項はありません。

4. 親会社等が継続開示会社等ではない旨

株式会社ツカダ興産は、非上場のため継続開示会社等ではありません。

5. 親会社等の将来的な企業グループにおける位置付けその他親会社等との関係

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社ツカダ興産による当社の発行済普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して当該公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。詳細につきましては、当社が本日公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 6. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、支配株主との取引等を行う際には、[必要に応じて弁護士や第三者機関等の助言を得るなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、]取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないように適切な対応を行うこととしております。

当社は、本日公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」のとおり、本日開催の取締役会において、株式会社ツカダ興産による本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。株式会社ツカダ興産は、本公開買付けの成立後、株式併合を用いた一連の手続による当社の非公開化（以下、本公開買付けとあわせて「本取引」といいます。）を行うことを企図しているとのことです。

当社は、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、第三者算定機関である山田コンサルティンググループ株式会社が作成した株式価値算定書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、本取引の提案を検討するための特別委員会から提出された答申書その他の関連資料を踏まえ、慎重に協議及び検討したうえで、当社における利害関係を有しない取締役全員の一致により、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行っており、その際には、少数株主の利益を害することのないように適切な対応を行っておりますので、上記指針に適合しているものと判断しております。

#### 7. 支配株主等に該当した時期および公表遅延の理由

東田勝は、2009年3月期より当社の支配株主に該当してはいましたが、近日まで、同氏の支配株主への該当性の判断において、同氏が議決権の全部を所有している株式会社ツカダ興産及び同氏の近親者の保有株式が同氏の議決権所有割合の合算対象分に含まれること、及び、その結果、同氏が当社の支配株主に該当することとなる事実を看過しておりました。また、株式会社ツカダ興産は、2009年3月期より当社のその他の関係会社に該当してはいましたが、近日まで、支配株主等の定義に関して、同社が当社のその他の関係会社に含まれることを看過しておりました。その結果、当社の支配株主等に関する事項について、公表が遅延することとなりました。

以 上